

ごみ焼却処理施設 維持管理記録（令和2年度）

1 焼却施設の状況

	測定項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	ごみ焼却量(t) 種類:可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	1786.15	—	739.07	2093.46	2536.83	2434.31	108.52	1932.44	1261.42	2561.00	2242.97	1485.59	19,181.76
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	1085	—	920	985	1031	1021	1047	1054	1073	1078	1075	1091	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	151	—	150	154	156	153	148	155	159	162	160	157	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	8.0	—	8.9	9.4	10.0	7.5	7.9	6.5	5.2	5.8	5.9	5.8	—
2号炉	ごみ焼却量(t) 種類:可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	2420.93	2553.62	2391.88	594.74	—	1553.72	757.25	2282.23	1411.12	—	—	999.78	14,965.27
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	999	1056	1055	1055	—	980	1054	1040	1076	—	—	977	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	150	148	153	162	—	149	158	157	161	—	—	154	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	6.5	7.5	8.6	6.7	—	7.1	6.8	6.9	5.9	—	—	7.2	—

※炉出口ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度は、運転月報の24時間/日の運転データの平均値です。

2 冷却設備及び排ガス処理装置に堆積したばいじんの除去を行った年月日

	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											
	排ガス処理設備												
2号炉	冷却設備												
	排ガス処理設備												

※排ガス処理設備については、休炉点検時に堆積したばいじんを除去。

3 排ガス中のダイオキシン類の濃度

測定項目	基準値	1号炉	2号炉
排ガスの採取年月日		令和2年11月13日	令和2年11月20日
測定結果の得られた年月日		令和2年11月30日	令和2年12月3日
排ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.097	0.0067

※ダイオキシン類濃度は1回/年、分析機関による検査を実施しています。

4 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度

	測定項目	基準値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1号炉	排ガスの採取年月日		令和2年4月10日	令和2年6月23日	令和2年9月18日	令和2年11月13日	令和3年1月7日	令和3年2月12日
	測定結果の得られた年月日		令和2年4月20日	令和2年7月3日	令和2年9月29日	令和2年11月25日	令和3年1月19日	令和3年2月24日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0008未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.7未満	0.8未満	0.7未満	0.7未満	0.8未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	38	36	37	33	36	40
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	3	3	5	6	2	1
2号炉	排ガスの採取年月日		令和2年4月10日	令和2年5月15日	令和2年6月29日	令和2年9月18日	令和2年10月5日	令和2年11月20日
	測定結果の得られた年月日		令和2年4月20日	令和2年5月27日	令和2年7月9日	令和2年9月29日	令和2年10月15日	令和2年12月3日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	2	0.8未満	0.7未満	0.4未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	32	33	32	34	29	44
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	5	2	3	3	3	1

※ばい煙濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は6回/年(1回/2ヶ月)、分析機関による検査を実施しています。

※ばいじん濃度・窒素酸化物濃度・塩化水素濃度の基準値と測定結果は、酸素12%換算値です。